



三重県公報

平成28年9月13日（火）

第 2835 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
65	三重県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則	(総 務 課)	2
66	三重県中小企業等支援資金貸付規則の一部を改正する規則	(中小企業・サービス産業振興課)	3
67	三重県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則	(企業誘致推進課)	3
告 示			
596	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者からの事業の廃止の届出	(障がい福祉課)	3
597	区域内特定養殖業者の同意が要件に適合している旨	(水産経営課)	4
598	MI Eグローバル・スタートアップ事業者実態調査の実施	(中小企業・サービス産業振興課)	4
公 安 委 告 示			
101	警備員検定合格者審査の実施	(公安委員会)	5
公 告			
	土地改良区清算人の就任の届出	(農地調整課)	7
	土地改良事業計画の変更及びその関係書類の縦覧	(同)	7
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	7
	平成28年度砂利採取業務主任者試験の実施	(流域管理課)	8
	土地区画整理組合の理事の退任の届出	(都市政策課)	8
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	8
特 定 調 達 公 告			
	落札者を決定した旨	(情報システム課)	9
	一般競争入札を中止する旨	(企 業 庁)	9

規 則

三重県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十八年九月十三日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第六十五号

三重県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則

三重県事務決裁及び委任規則（平成十四年三重県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一農林水産部農山漁村づくり課の表中第十八号の項を削り、第十九号の項を第十八号の項とし、第二十号の項を第十九号の項とする。

別表第一雇用経済部中小企業・サービス産業振興課の表第一号の項中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経済強化法」に改め、同項第十一号中「第38条」を「第47条」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号中「第37条」を「第46条」に、「承認経営革新計画の実施状況の」を「承認経営革新事業を行う中小企業者に対する」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号中「第30条第2項」を「第39条第2項」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号中「第29条第4項」を「第38条第4項」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「第29条第2項」を「第38条第2項」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「第29条第1項」を「第38条第1項」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「第28条第4項」を「第37条第4項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「第28条第3項」を「第37条第3項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「第28条第1項」を「第37条第1項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「第10条第1項」を「第9条第1項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「第9条第1項」を「第8条第1項」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次のように加える。

Table with 1 row and 10 columns. Content: 1 法第6条及び第7条の規定による特定新規中小企業者及び特定新規中小企業者により発行される株式を払込みにより個人が取得したことの確認

別表第一雇用経済部中小企業・サービス産業振興課の表中第十九号の項を第二十号の項とし、第十一号の項から第十八号の項までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の項の次に次のように加える。

Table with 5 rows and 10 columns. Content: 12 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）の施行に関する事務（中小企業共同流通業務総合効率化事業に係るものに限る。）

別表第一雇用経済部中小企業・サービス産業振興課の表に次のように加える。

Table with 6 rows and 10 columns. Content: 21 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）の施行に関する事務

三重県知事 鈴木 英 敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	廃止年月日
2451100024	特定非営利活動法人 まんまんらい	熊野市井戸町652-10	児童デイ まんまんらい	熊野市井戸町652-10	放課後等デイサービス	平成28年9月30日

三重県告示第 597 号

次の加入区及び区域に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第1項の規定による区域内特定養殖業者の同意は、同項に規定する要件に適合しているものと認めます。

平成28年9月13日

三重県知事 鈴木 英 敬

加入区の名称	区 域
特定のり 畔蛸加入区	鳥羽磯部漁業協同組合のうち畔蛸の地区
特定のり 的矢・飯浜加入区	鳥羽磯部漁業協同組合のうちの的矢及び飯浜の地区
特定のり 三ヶ所加入区	鳥羽磯部漁業協同組合のうち三ヶ所の地区
特定のり 渡鹿野加入区	鳥羽磯部漁業協同組合のうち渡鹿野の地区
特定のり 国府加入区	三重外湾漁業協同組合のうち国府の地区
特定のり 神明加入区	三重外湾漁業協同組合のうち神明の地区
特定のり 鶴方加入区	三重外湾漁業協同組合のうち鶴方の地区
特定のり 波切加入区	三重外湾漁業協同組合のうち波切の地区
特定のり 迫子加入区	三重外湾漁業協同組合のうち迫子の地区
特定のり 塩屋・桧山路加入区	三重外湾漁業協同組合のうち塩屋及び桧山路の地区
特定のり 浜島加入区	三重外湾漁業協同組合のうち浜島の地区
特定のり 矢口浦加入区	三重外湾漁業協同組合のうち矢口浦の地区
特定のり 引本加入区	三重外湾漁業協同組合のうち引本の地区

三重県告示第 598 号

MI E グローバル・スタートアップ事業者実態調査を次のとおり実施します。

平成28年9月13日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 調査の目的

三重県内において、海外市場への展開、インバウンド等のグローバルな視点を持った事業展開を進める創業者、従来とは異なる新たな分野で事業を行っている（いわゆる第二創業）事業者及びこれらを今後行おうと構想している予定者の方々を対象に、事業の概要、グローバル展開する上で発生する課題、行政等へ望む支援、ニーズ等といった実態を把握し、結果を分析及び考察することで共通課題を抽出し、三重県のスタートアップ支援施策の基礎資料とすることを目的とする。

2 調査の期間

平成28年9月20日（火）から同年10月11日（火）まで（22日間）

3 調査対象者

- (1) 「三重県国際取引企業名簿 2015」(出典:ジェトロ三重)掲載事業者
- (2) 「三重県農林水産物・食品輸出促進協議会 会員名簿」掲載事業者
- (3) 調査委託先の民間事業者保有のグローバル展開を進める事業者
- (4) 当県が把握するグローバル展開を進める事業者

上記(1)から(4)までに該当する事業者のうち、第1次産業に属する事業者から第3次産業に属する事業者まで万遍なく対象とし、本調査の目的において、より具体的なグローバル展開及び具体的な事業を実施していること等を総合的に勘案して抽出した者。

4 調査の方法

郵送調査及びヒアリング調査

5 調査の主な内容

- (1) グローバル展開の有無とその目的、理由
- (2) グローバル展開の実態(進出形態、進出国・地域、実施期間、検討(準備)期間等)
- (3) グローバル展開の課題
- (4) グローバル展開への支援の利用状況、要望

公安委告示

三重県公安委員会告示第 101 号

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条の規定により公安委員会が行う審査(以下「検定合格者審査」といいます。)を次のとおり実施します。

平成28年9月13日

三重県公安委員会委員長 山 本 進

1 実施期日及び実施場所

(1) 実施期日

検定合格者審査に係る警備業務の種別及び級	審査日時	審査定員
施設警備業務1級	平成28年10月19日(水)午前10時から正午まで 受付時間は、同日午前9時30分から午前9時50分まで	10人
施設警備業務2級	平成28年10月19日(水)午後1時30分から午後5時まで 受付時間は、同日午後1時から午後1時20分まで	10人
交通誘導警備業務1級	平成28年10月20日(木)午前10時から正午まで 受付時間は、同日午前9時30分から午前9時50分まで	10人
交通誘導警備業務2級	平成28年10月20日(木)午後1時30分から午後5時まで 受付時間は、同日午後1時から午後1時20分まで	10人
空港保安警備業務1級	平成28年10月21日(金)午前10時から正午まで 受付時間は、同日午前9時30分から午前9時50分まで	各10人
核燃料物質等危険物運搬警備業務1級		
貴重品運搬警備業務1級		
空港保安警備業務2級	平成28年10月21日(金)午後1時30分から午後5時まで 受付時間は、同日午後1時から午後1時20分まで	各10人
核燃料物質等危険物運搬警備業務2級		
貴重品運搬警備業務2級		

(2) 実施場所

三重県津市島崎町143番地6
津市勤労者福祉センター(サン・ワーク津)

2 検定合格者審査の対象者

検定合格者審査に係る警備業務の種別及び級	対象者
----------------------	-----

空港保安警備業務 1 級	警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「規則」といいます。）附則第 3 条第 1 号の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和 61 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」といいます。）第 1 条第 1 項に規定する検定（以下「旧検定」といいます。）の空港保安警備 1 級に合格した者
空港保安警備業務 2 級	旧検定の空港保安警備 1 級又は 2 級に合格した者
施設警備業務 1 級	旧検定の常駐警備 1 級に合格した者
施設警備業務 2 級	旧検定の常駐警備 1 級又は 2 級に合格した者
交通誘導警備業務 1 級	旧検定の交通誘導警備 1 級に合格した者
交通誘導警備業務 2 級	旧検定の交通誘導警備 1 級又は 2 級に合格した者
核燃料物質等危険物運搬警備業務 1 級	旧検定の核燃料物質等運搬警備 1 級に合格した者
核燃料物質等危険物運搬警備業務 2 級	旧検定の核燃料物質等運搬警備 1 級又は 2 級に合格した者
貴重品運搬警備業務 1 級	旧検定の貴重品運搬警備 1 級に合格した者
貴重品運搬警備業務 2 級	旧検定の貴重品運搬警備 1 級又は 2 級に合格した者

ただし、規則附則第 7 条第 2 項の規定により、次のいずれかに該当する者を除きます。

- ア 規則の施行の日（平成 17 年 11 月 21 日。以下同じ。）において現に旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して 1 年以上である者
- イ 規則の施行の日において現に旧検定に係る警備業務についての指定講習（旧検定規則第 12 条第 1 項に規定する指定講習をいいます。）の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して 1 年以上である者（アに掲げる者を除きます。）

3 検定合格者審査の試験内容

学科試験及び実技試験（学科試験に合格しなかった場合には、実技試験を実施しません。）

4 検定合格者審査の申請手続等

(1) 審査申請書の配布場所

三重県内の警察署生活安全課（大台警察署、熊野警察署及び紀宝警察署については、生活安全刑事課。以下同じ。）

(2) 審査申請の受付期間

平成 28 年 9 月 26 日（月）から同月 30 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時まで

なお、受付は、定員になり次第締め切り、郵送又は電話による申込みは受け付けておりません。

(3) 審査申請の受付場所

ア 三重県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署生活安全課

イ 警備員で、その者が属する営業所が三重県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課

ウ 三重県公安委員会において旧検定規則第 8 条の合格証の交付を受けた者にあつては、三重県内の警察署生活安全課

(4) 提出書類

ア 審査申請書（規則附則第 10 条第 1 項に規定する別記様式）1 通

イ 写真（申請書提出の日前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）1 枚

ウ 旧検定規則第 8 条の合格証の写し

エ 三重県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面（三重県内に住所を有する警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面でも可とします。）

三重県内に住所を有しない警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に所属することを疎明する書面

なお、三重県公安委員会において旧検定規則第 8 条の合格証の交付を受けた者で、旧検定合格証を申請した警察署と同一の警察署に申請する場合は、エの書面を添付する必要はありません。

(5) 申請手数料

申請手数料（4,700 円）を三重県収入証紙により、審査申請書の提出時に納入してください。

なお、既納の申請手数料は、還付しません。

5 その他

(1) 審査に際しては、筆記用具を持参してください。

(2) 御不明な点については、三重県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 059-222-0110 内線 3023）又は三重県内の警察署生活安全課へ問い合わせてください。

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 68 条第 4 項において準用する同法第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から清算人の就任の届出がありました。

平成 28 年 9 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

積良土地改良区（度会郡玉城町積良 824 番地）

就任清算人

度会郡玉城町積良 801 番地 1

東 谷 進一郎

〃 〃 〃 807 番地

大 西 一 幸

〃 〃 〃 793 番地

大 谷 仁

〃 〃 〃 776 番地

大 西 実

〃 〃 〃 770 番地

辻 誠

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定により、県営中山間地域総合整備事業（一般型）御浜西部地区（ほ場整備）計画を変更しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この変更計画については、土地改良法第 87 条の 3 第 6 項において準用する同法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画の変更が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が変更された日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

平成 28 年 9 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成 28 年 9 月 14 日から同年 10 月 14 日まで

3 縦覧の場所

御浜町役場建設課（南牟婁郡御浜町大字阿田和 6120 番地 1）

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、名張市長から通知がありました。

平成 28 年 9 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 作業種類

公共測量（3 級基準点測量）

- 2 作業期間
平成 28 年 9 月 13 日から同年 10 月 14 日まで
- 3 作業地域
名張市富貴ヶ丘 1 番町

砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）第 15 条第 1 項の規定により、平成 28 年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施します。

平成 28 年 9 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 試験期日
平成 28 年 11 月 11 日（金）午前 10 時から正午まで
- 2 試験場所
津市栄町 1 丁目 891 番地
三重県勤労者福祉会館 6 階講堂
- 3 受験願書の受付期間
平成 28 年 9 月 28 日から同年 10 月 19 日まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第 2 号）第 1 条に規定する休日を除きます。）
- 4 受験願書の請求先
三重県県土整備部流域管理課流域管理班及び各建設事務所総務・管理（・建築）室管理課
- 5 その他
この試験についての受験手続、試験の方法等の詳細については、受験願書の請求先で交付する試験実施要綱を参照してください。

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 29 条第 1 項の規定により、多度町小山土地区画整理組合から次のとおり理事の退任の届出がありました。

平成 28 年 9 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

退任理事

加藤 美 徳 桑名市多度町小山 1000 番地

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成 28 年 9 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成 28 年 8 月 17 日	員弁郡東員町大字鳥取赤土 457 ほか 1 筆	いなべ市員弁町北金井 1864 市川 幸 彦
平成 28 年 8 月 17 日	員弁郡東員町大字南大社字東條 828-2 の一部ほか 2 筆の一部	員弁郡東員町大字南大社 830-1 南大社自治会長 齋 藤 隆 司
平成 28 年 8 月 18 日	三重郡朝日町大字縄生字八反河原 364-1	愛知県北名古屋市長久木 4 藤岡不動産株式会社 代表取締役 藤 岡 重 光
平成 28 年 8 月 23 日	伊勢市小俣町新村字一ノ岡 558-3 ほか 4 筆	東京都台東区台東 1 丁目 29-3 株式会社アルト 代表取締役 長 南 宏 治
平成 28 年 8 月 23 日	伊賀市安場字八十刈 1757-2 の一部ほか 1 筆の一部	大阪府大阪市東住吉区湯里 2-2-8 サラヤ株式会社 代表取締役 更 家 悠 介
平成 28 年 8 月 24 日	三重郡川越町大字亀須新田字百坪 167-1	桑名市大字桑部 759 株式会社續橋製作所 代表取締役 續 橋 猛

平成 28 年 8 月 30 日	松阪市大塚町字尻江 335-2 の一部ほか 4 筆ほか	松阪市中央町 551-8 株式会社三重総合コンサルタント 代表取締役 大石 旭
平成 28 年 8 月 30 日	松阪市六根町字正地田 785-1 ほか 2 筆及び字西浦 912 の一部ほか 1 筆	松阪市六根町 834-2 中西 将也
平成 28 年 8 月 31 日	松阪市嬉野上野町字御殿山 1792-7 ほか 1 筆	松阪市嬉野上野町 1792-5 山本 詔一
平成 28 年 8 月 31 日	三重郡菰野町大字菰野字柳林 1847-173	四日市市日永西 4 丁目 12-8 エーデルハイム B201 藤本 潤

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

平成28年9月13日

三重県知事 鈴木 英 敬

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 特定役務の名称 | 三重県行政WAN内部ファイアウォール等更新・運用保守業務 |
| 2 | 担当部局 | 津市広明町13番地
地域連携部 情報システム課 |
| 3 | 落札者決定日 | 平成28年8月4日 |
| 4 | 落札者 | 三重県津市羽所町700番地アスト8階
ミツイワ株式会社フィールドサービス本部三重フィールドサービス部
部長 山内 伸彦 |
| 5 | 落札金額 | 入札価格 54,780,000円
契約金額 59,394,485円 |
| 6 | 決定手続 | 一般競争入札 |
| 7 | 入札公告日 | 平成28年6月17日 |

平成28年8月30日付け三重県公報第2831号で公告した下記の一般競争入札を中止します。

平成28年9月13日

三重県企業庁長 松本 利 治

- 1 中止する一般競争入札の委託業務名
平成28年度 ご発 第1-分0001号 三重ごみ固形燃料発電所 RDF焼却・発電施設運転等管理業務委託
- 2 中止する理由
入札資料に不備があり、入札の公平性に疑義が生じるおそれがあると認められるため。
- 3 Summary
The bid announcement issued on August 30 has been cancelled. Please see below for details.
 - (1) Subject matter of the contract :
Management, Operation and Maintenance of Refuse Derived Fuel Incineration and Power Generation Facility.
 - (2) Reason for the cancellation:
An error in the bidding material was found which affects the fairness of the bidding.

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
